

令和2年度奨学一時金受給者の募集について

【目的】

黒石市民財団では令和2年度に下記の応募資格のある学生に対して、教材費や研究費の一部を支援する目的で10万円の奨学一時金を支給します。

【応募資格】

黒石市内の各小学校または中学校を卒業した人で、令和2年4月10日以降に、大学院、大学、短期大学、専修学校に在籍している学生の皆さんが対象となります。
ただし、過去に財団の奨学一時金を受給したことのある方は対象外となります。

【応募方法】

「私の抱負」をテーマに作文を提出してください。作文は800字（A4原稿用紙2枚）以上、1,200字（3枚）以内とします。なお、1,200字を超える作品は審査の対象外とします。原稿用紙はホームページに添付しておりますのでご利用ください。

公益財団法人黒石市民財団のHP (URL) <https://www.kuroishi-zdn.org/>

応募する人は、別紙の申込書と作文及び在学証明書（令和2年4月10日以降の原本）と一緒に下記の事務局宛に郵送してください。

【応募期限】

令和2年4月10日から受付を開始いたします。

提出期限は令和2年6月20日（昨年度より早まりました。）財団事務局必着とし、それ以降到着分は返送させていただきます。

【支給予定人数】

今年度は10名以内です。

【選考条件】（優先順）

1. 当市民財団の理事、評議員、監事、事務局の子、孫などの家族でないこと。
2. 学問分野にとらわれず、向学心の高いと思われる者を優先する。
3. 地域社会に限らず広く社会全般のために貢献しようとする志の高い者を優先する。
4. 他の応募者や過去の応募者の論文と類似性が少なく独自性の高いと思われるものを優先する。

【選考結果】

選考条件に基づき6月中に有識者が作文を審査して、入選かどうかを本人宛に郵便で通知します。

【奨学一時金給付内容】

審査の結果、入選と認められた場合、一人10万円を一年限りで7月末までに支給いたします。

入選しない場合でも内容が入選に近いと判定されれば記念品を贈呈します。

翌年また意欲があれば応募して下さい。

【受給手続】

奨学一時金(10万円)の支給対象者となった場合は、本人宛てに書面で通知します。

通知が届いたら、すみやかに下記の書類を財団事務局宛に郵送してください。

書類を受理して不備がなければ口座へ振込いたします。

- ・奨学一時金受取りの銀行口座を記載した通帳の表紙等のコピー
(この際、銀行の支店名(読み名)を添え書きして下さい。)

【返済義務の問い合わせに対して】

当財団の奨学一時金については返済義務がありません。

【奨学一時金申込書類および受給手続書類の送り先】

〒036-0325 青森県黒石市青山1 2 6 番地 2

公益財団法人黒石市民財団 事務局

(宛先の住所を間違わない様ご注意ください)

(別紙)

奨学一時金申込書

令和 年 月 日

公益財団法人
黒石市民財団代表理事 殿

私は作文を添えて下記により黒石市民財団の奨学一時金の支給を申し込みます。

記

(ふりがな)

1. 氏名 : _____

2. 現住所と郵便番号 (〒 -)

住所 : _____

アパート・マンション等の名称 : _____

3. 卒業した小学校名とその卒業した年月 (年度ではない)
小学校・平成 年 月卒

4. 卒業した中学校名とその卒業した年月 (年度ではない)
中学校・平成 年 月卒

5. 令和2年4月10日現在、在籍している学校の名称および専攻科名と学年
(学校名)
(専攻学科)
(学年) (在学先の卒業予定年月) 年 月卒

6. 親権者の氏名 (父または母等の続柄)
(氏名) (続柄: _____)

7. 親権者の住所、電話番号
(〒 -)
住所 : _____
【親権者の電話番号】 - () -

個人情報の取扱いについて

- 個人情報の利用目的について
当財団は以下の目的で連絡先情報を利用させていただきます。
 - 奨学一時金の受給に関わる連絡の為、応募者のお名前、住所などの情報を利用させていただきます。
 - 本事業の今後の運営の参考とする為、受給者の進路等を調査する目的で親権者のお名前、住所、電話番号などの情報を利用させていただきます。
- 個人情報の管理について
ご連絡いただいた情報は厳重に管理し、個人情報への不正なアクセスや情報の紛失、漏洩等が起きないよう安全対策を講じます。
- 個人情報の開示について
当財団は応募者ならびに親権者の同意がない限り個人情報を第三者に開示することはありません。